

審 第 3 4 1 8 号  
答 申 第 5 9 3 号  
令 和 5 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年11月13日付け廃第1132号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第1133号

令和2年10月1日付けで審査請求人から提起された、令和2年9月7日付け廃第  
779号で行った行政文書部分開示決定のうち、令和2年8月18日付け立入検査報告書  
の「5 経緯の一部」、「6 立入検査概要の一部」、「7の項目」、「8 今後想定される対  
応」、「9 の項目」、「立入検査報告書添付資料（1枚）」、「一般廃棄物処理施設確認結果報  
告書 2 共通項目」及び「一般廃棄物処理施設確認結果報告書 3 中間処理施設」を  
不開示とした部分に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年8月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県〇〇〇〇市〇〇〇〇にある、株式会社〇〇〇〇の一般廃棄物処理施設における令和2年度に実施した立入検査の内容がわかる書類一式」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、令和2年8月18日付け立入検査報告書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、同年9月7日付け廃第779号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年10月1日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和2年9月7日付け廃第779号で行政文書部分開示決定に係る処分のうち下記の部分を不開示とした処分を取り消す」との議決を求める。

(1) 5 経緯の一部

(2) 6 立入検査概要の一部

- (3) 7の項目
- (4) 8今後想定される対応
- (5) 9の項目
- (6) 立入検査報告書添付書類（1枚）
- (7) 一般廃棄物処理施設確認結果報告書 2共通項目
- (8) 同 3中間処理施設

## 2 審査請求の理由

前述の（1）から（8）⑧の不開示理由を、条例第8条第3号イ、または第8条6号イにより開示しないとしているが、全て黒塗りのため、それぞれ条例に該当しているかどうかもわからない。

例えば、確認結果報告書の「確認項目」は廃棄物処理法上の確認項目であり、全てが不開示になるのは到底納得できない。また、これではどういった目的で立入検査をしたのかが全くわからない。

当方は被害を受けている当事者であり、上記内容について知る権利があり、開示されるべきである。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 対象文書の内容

本件対象文書は、千葉県職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に係る事務に関し、現地を確認するため立入検査を行った報告に係る文書である。本件対象文書は、立入検査報告書本文及び添付書類である一般廃棄物処理施設確認結果報告書、現地の写真等から構成されており、その内容は次のとおりである。

#### (1) 立入検査報告書について

令和2年8月11日に特定の法人に対し立入検査を行った経緯、概要等についてまとめたものである。

#### (2) 一般廃棄物処理施設確認結果報告書について

立入検査において確認する項目を定め、届出の規格との整合について確認を行った結果をまとめたものである。

#### (3) 現地の写真について

現地で撮影した写真をまとめたものである。

(4) 添付資料について

一般廃棄物処理施設設置許可証等である。

2 部分開示決定の理由

(1) 条例第8条第3号イ該当性について

上記第3 1 (1) から (8) までに係る「5 経緯の一部」、「6 立入検査概要の一部」、「7の項目」、「9の項目」及び「立入検査報告書添付資料 (1枚)」については、当該法人に対する立入検査の経緯、検査内容等が記載されているものである。

これらが公となった場合、当該事業者に対する立入検査の経緯や指導の有無が推測されることとなるが、一般的にこれらの事実が明らかにされた場合は、当該事業者において違法行為等の不適正な行為があったのではないかと推測され、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、県には、特定の事業者に関する行政指導の有無及び内容について公表する慣行はない。

よって、これらの情報は、条例第8条第3号イに該当する。

(2) 条例第8条第3号ただし書該当性について

立入検査の経緯や、行政指導を受けた事実を公にしないことが、開示請求時点における、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象文書を公にする必要があるとは認められない。よって、本件対象文書は同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第8条第6号イ該当性について

本件対象文書に記載されている立入検査報告書に係る「6 立入検査概要の一部」、「8 今後想定される対応」並びに「一般廃棄物処理施設確認結果報告書 2 共通項目」及び「同 3 中間処理施設」については、立入検査の過程で当該法人から任意の提出を受けた情報として、立入検査者からの質問に対して当該法人が回答した内容及び経営内容等の実態に関する情報が含まれている。

実施機関は、事業者等に対し、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、廃棄物の処分等に関し必要な報告を求める権限を有しているものの（廃棄物処理法第18条）、直接的、物理的な強制力を持ってかかる報告や提出をさせる権限を有してはいないため、そうした報告や提出を実効的なものとするためには、事業者等か

ら任意の協力を得るほかない。

そして、このように報告や提出を受けた資料の中には、当該事業者等が回答した内容及び経営内容等の実態に関する情報が含まれているところ、当該情報が記載された資料が公にされるとなれば、検査における報告や提出の際、当該事業者等によって、事実認識や管理体制に係る情報の一部を殊更に空疎、曖昧な内容にとどめられたり、あえて報告や提出をしないなどの方策が講じられたりするなど、検査に非協力的、消極的な対応を取られることになりかねず、そのような対応を取られれば、事業者等からの報告や提出を実効的なものとするには到底かなわない。

したがって、立入検査の過程で特定法人より任意の提出を受けた情報を公表すれば、検査当局における正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、当該情報は同条第6号イに該当する。

### 3 開示、不開示の再検討結果

開示、不開示の再検討を行った結果、このうち、立入検査報告書に係る「8 今後想定される対応」並びに「一般廃棄物処理施設確認結果報告書2 共通項目」及び「同3 中間処理施設」については、同号イに加え、上記2（1）及び（2）と同様に同条第3号イにも該当するものとして不開示とする。

### 4 弁明の内容

審査請求人は、本件決定に係る上記第3 1（1）から（8）までについて、同号イ又は同条第6号イにより開示しないとしているが、全て黒塗りのため、それぞれ条例に該当しているかどうかわからない旨主張する。また、被害を受けている当事者であり、不開示部分の条例該当性や立入検査の目的を知る権利があり、開示されるべきであると主張する。

しかしながら、同条各号該当性については、県が開示又は不開示の判断を決定する機関であり、仮に不開示部分を審査請求人に開示し、審査請求人が条例該当性を判断した場合、個人情報及び法人情報等をみだりに公にすることとなる。

また、審査請求人が開示されるべきであると主張する点については、上記2及び3で述べたとおり不開示とするものであり、審査請求人が被害者であることは開示、不開示を決定する際に考慮すべき事項ではないため、上記第3 1（1）から（8）までの開示を求める審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

## 1 本件対象文書

本件対象文書は、千葉県職員が、廃棄物処理法に係る事務に関し、現地を確認するため立入検査を行った報告に係る文書であり、立入検査報告書、添付資料1枚、一般廃棄物処理施設確認結果報告書、一般廃棄物処理施設設置許可証、土地利用計画図（配置図）、別紙10及び現地の写真で構成されている。

## 2 本件決定の妥当性

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関は、当該立入検査報告書の「4 立会者」に記載されている氏名、「5 経緯」の一部（以下「経緯の一部」という。）、「6 立入検査概要」の一部（以下「概要の一部」という。）、7の項目（以下「7の項目」という。）、「8 今後想定される対応」（以下「想定される対応」という。）、9の項目（以下「9の項目」という。）、当該添付資料1枚（以下「添付資料」という。）、当該確認結果報告書の「2 共通項目」の一部（以下「項目の一部」という。）及び「3 中間処理施設」の一部（以下「施設の一部」という。）等の各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、上記第3 1のとおり経緯の一部、概要の一部、7の項目、想定される対応、9の項目、添付資料、項目の一部及び施設の一部について取消しを求めていることから、これらの情報を不開示とした本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

### (1) 経緯の一部及び9の項目について

経緯の一部及び9の項目には、千葉県職員が特定の法人に立入検査を行った経緯に関する情報が記載されている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書に記載されているこれらの情報を明らかにすると、当該法人が廃棄物処理法上違法な行為を行ったのではないかと臆測され、当該法人に対する信用、社会的評価を低下させ、取引先等との関係を悪化させるなどのおそれは否定できず、当該法人の事業活動に支障を及ぼすなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、条例第8条第3号イに該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

### (2) 概要の一部及び想定される対応について

概要の一部及び想定される対応には、千葉県職員が当該法人から聴取した事項等が記載されている。

当該法人から聴取した事項は、当該法人の協力によって得たものであると認められる。また、仮に当該法人を指導した事項が記載されている場合には、当該事項は、今後当該法人の協力によって改善していくものである。そのため、そのような情報を公にすることにより、今後、当該法人が実施機関の指導及び監督の事務に非協力的な対応を取るようになると、機動的かつ柔軟な指導が困難となり、結果として、事故につながり得る小さな事象の発見が困難になるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、同条第6号イに該当すると認められることから、同条第3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 7の項目及び添付資料について

当審査会が7の項目及び添付資料を見分したところ、当該情報及び文書に記載されている内容を明らかにすると、当該法人が廃棄物処理法上違法な行為を行ったのではないかと臆測され、当該法人に対する信用、社会的評価を低下させ、取引先等との関係を悪化させるなどのおそれは否定できず、当該法人の事業活動に支障を及ぼすなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報及び文書は、同号イに該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 項目の一部及び施設の一部について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、項目の一部及び施設の一部に記載されている確認項目は、廃棄物処理施設の立地等に関する基準（昭和61年4月1日制定）等（以下「本件基準等」という。）に基づく基準から、確認すべき項目を抜粋して作成しており、公にすることにより、立入検査で確認すべき観点が明らかになるとのことであった。

当審査会が当該項目及び本件基準等を確認したところ、中間処理施設に係る土地までの使用道路の条件等、本件基準等に基づく複数の基準から抜粋して、当該確認項目が作成されており、また、上記の観点が明らかになるとする実施機関の説明に不合理な点はなく、項目の一部及び施設の一部を公にすることにより、上記の観点が明らかとなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、同条第6号イに該当すると認められることから、

同条第3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

### 4 結論

よって、実施機関の決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年11月13日	諮問書の受付
令和 4年 9月28日	審議
令和 4年10月27日	審議
令和 4年11月29日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)